

万年筆はねつ造されたものだ！

石川一雄さんの自宅から見つかった万年筆が、被害者のものではないことが明らかとなりました。8月22日裁判所に提出された新鑑定は、石川さん無実の決定的な新証拠です。

これまで裁判所は、万年筆のインクの違いを認めながら「別のインクを補充した可能性がないわけではない」として退けてきました。新鑑定は、別のインクを補充した場合、元のインクが微量でも残るのに、事件当時の警察鑑定では元のインクが検出されておらず、万年筆は被害者のものではないと、当時と同じインクを使った科学的な実証実験にもとづいて証明しました。

万年筆については、これまでも「2度の自宅捜索ではなかったのに3度目に発見されて驚いた」という元捜査官の証言、石川さんの書いた自宅の見取り図に後から万年筆が「発見」された場所が書き加えられていたという、警察の証拠偽造・改ザンが明らかになっており、今回の新鑑定で、石川さんの「自白」によって万年筆が発見されたという確定判決は、根本から崩壊しました。

第3次再審では、他にも逮捕当日の「上申書」の存

在が明らかになり、「脅迫状」が石川さんの書いたものでないことを決定的に示す新証拠として、鑑定書とともに裁判所に提出されています。東京高裁植村裁判長は、これらの確定有罪判決を突き崩す決定的な新証拠について、ただちに事実調べをおこない、再審を開始しなければならないのです。

植村裁判長は事実調べ・再審開始、全証拠開示を行え！

まだ多くの証拠が隠されています。昨年6月、植村稔裁判長が狭山担当判事に就任して以来、証拠開示がストップしています。検察は、「不見当」、「必要性がない」などと強弁し証拠開示を拒否しています。その責任が植村裁判長にあることは明らかです。

植村裁判長は、最高裁の事務方として裁判員裁判を推進し検察官も務めたことのある反動的司法官僚です。石川さんは本年冒頭「これまで上告審、再審と何度も上告棄却をしてきた最高裁の傘下にある東京高裁であれば、何ら樂觀は許されない」と警鐘を乱打しています。「文字通りの『血の一滴』まで徹底的に闘う」（本年5・23アピール）石川さんの不退転の決意と固く連帯して、狭山第3次再審闘争の勝利をかちとりましょう。

国家権力が部落差別にもとずいて石川さんを「殺人犯」とした狭山事件から53年、戦争と改憲を進める安倍政権のもとで、司法の「戦時体制化」の動きも急です。労働者・民衆の差別と分断を許さない大きな力で、狭山事件の事実調べ・再審開始、全証拠開示をかちとりましょう。新自由主義攻撃とたたかう最先端の闘いとして、狭山闘争の勝利をかちとりましょう。9・29狭山・東京高裁包囲デモ・要請行動に参加しましょう！

「被害者の万年筆でない」

狭山事件 弁護団が意見書

狭山市で1988年に女子高生が殺害された狭山事件の第3次再審請求で、石川一雄さん(77)が無期懲役確定、仮釈放の弁護団は29日、石川さんの自宅で見つかった万年筆が「被害者のものではない」と改めて主張する意見書を、専門家の鑑定書とともに東京高裁に提出したと明らかにした。

弁護団によると、確定判決は、石川さんの供述通りに万年筆が見つかったことなどを「秘密の暴露」と認定し、有罪の根拠の一つとしていた。弁護団は第1、2次再審請求でも万年筆が被害者のものではないと主張。裁判所はインクについて被害者が使っているものと違っていると認めたが「別のインクを補充した可能性がある」と退けていた。

今回提出した専門家の鑑定書では、万年筆に別のインクを補充した場合、元のインクが微量でも残っているはずなのに、警察の事件当時の鑑定では検出されていないと指摘している。

